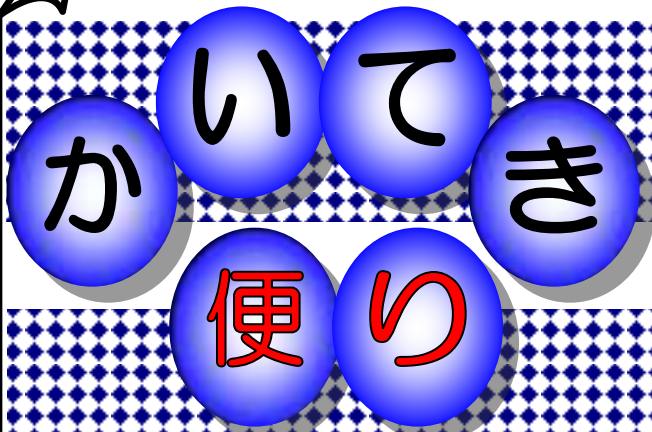


★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★



平成30年 10月1日発行 第171号

## INDEX

### ○ 報酬算定・運営基準

「指定通所介護事業所の従業員に係る変更届の取扱いについて」  
「指定居宅サービスに関する指定申請書類等の一部改訂について」  
「介護予防通所リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの事業所評価加算の届出は、10月15日(月曜日)締切りです！」

### ○ お知らせ

「介護キャリア段位 評価者(アセッサー)講習 受講者募集中！」  
「平成30年度 介護職員スキルアップ研修【二次募集中】」  
「キャリアパス導入促進事業費補助金(アセッサー講習受講支援事業費補助) 申請書類を募集中！」  
「平成30年度 訪問看護にかかる支援策について」  
「平成30年介護サービス施設・事業所調査にご協力を！(厚生労働省所管)」  
「次世代介護機器体験展示コーナーを開設しました！」  
「もうだまされない！」今年度後半の研修にご活用ください！「高齢者見守り人材向け出前講座」お申込み 受付中！」

### ○ 最近の動向

「平成30年度 福祉サービス第三者評価連続受審事業所インタビュー【定期巡回・随時対応型訪問介護看護篇】」

## 報酬算定・運営基準

### ○ 指定通所介護事業所の従業員に係る変更届の取扱いについて

東京都が指定している通所介護事業所については、事業所の運営状況をより詳細に把握する趣旨から、事業所の従業員(管理者・生活相談員・看護職員・機能訓練指導員)に変更があった場合、その都度変更の届出を行うことと取り扱ってきました。

一方で、平成30年10月1日に介護保険法施行規則の改正が施行され、指定申請の際に提出する項目が一部削減されることとなっております。(「○指定申請書類等の一部改訂について」も併せてご覧ください。)

今回、この改正の趣旨に則り、東京都が指定する通所介護事業所において、**平成30年10月以降の生活相談員・看護職員・機能訓練指導員**に係る変更については、**届出を不要**といたします。これらの従業員を変更する場合は、事業所において資格要件を満たしているかご確認いただき、基準を遵守した配置を行っていただくよう、お願いいたします。

※**管理者の変更**については、引き続き届出を行ってください。

※区市町村が指定する地域密着型通所介護事業所に関しては、各区市町村の介護保険主管課へ個別に御確認ください。

担当：高齢社会対策部介護保険課(介護事業者担当) 03-5320-4593

## ○指定居宅サービスに関する指定申請書類等の一部改訂について

平成30年10月1日付で、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の改正が施行されました。これにより、事業者が指定申請を行う際、提出が必要とされていた一部の項目が削除されることとなりました。

上記の改正を受けまして、東京都においても指定申請を行う際の書類の見直しを行いましたので、お知らせいたします。

改正後の様式は、サービス種別ごとに以下のページに掲載をしておりますので、今後各種申請や届出を行う場合は、新しい様式を利用させていただきますよう、お願いいたします。

### 【指定居宅サービス（特定施設入居者生活介護を除く）】

#### ○東京都介護サービス情報

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

担当：介護保険課（介護事業者担当） TEL：03-5320-4593

### 【特定施設入居者生活介護（有料老人ホームの場合）】

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/yuuryou/index.html>

担当：施設支援課（有料老人ホーム担当） TEL：03-5320-4296

### 【特定施設入居者生活介護（サービス付き高齢者向け住宅の場合）】

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/jiritsu\\_shien/tekigou\\_tokutei/tekigo\\_tetuduki.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/jiritsu_shien/tekigou_tokutei/tekigo_tetuduki.html)

担当：在宅支援課（高齢者住宅担当） TEL：03-5320-4273

## ○介護予防通所リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの事業所評価加算の届出は、10月15日(月曜日)締切いです！

介護予防通所リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション事業所において、平成31年度に事業所評価加算の算定を希望する場合には届出が必要です。なお、すでに当該加算の申出をしている事業所において、平成31年度も算定を希望する場合には再度届出の必要はありません。

※介護予防訪問リハビリテーション事業所において平成30年度に事業所評価加算を算定している場合であっても、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の「**事業所評価加算（申出）の有無**」について「**2.あり**」で届出を行っていない場合、平成31年度の事業所評価加算が算定できません。届出の内容を確認し、手続きを行ってください。

	<b>評価の申出をしていない事業所</b> （「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」にて「事業所評価加算（申出）の有無」を「 <b>1. なし</b> 」で届出している事業所）	<b>すでに評価の申出をしている事業所</b> （「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」にて「事業所評価加算（申出）の有無」を「 <b>2. あり</b> 」で届出している事業所）
平成31年度 算定希望する	<b>届出必要</b> 「 <b>2. あり</b> 」として届出してください。	<b>届出不要</b> 【 <b>再提出の必要はありません</b> 】
平成31年度 算定希望しない	<b>届出不要</b>	<b>届出必要</b> 「 <b>1. なし</b> 」として届出してください。

【提出期限】 平成30年10月15日（月曜日）必着

【提出書類】 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書  
※様式については下記ホームページをご覧ください。

【提出先・お問合せ先】

◆介護予防通所リハビリテーション（介護老人保健施設除く）及び介護予防訪問リハビリテーション  
〒163-0718 新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル18階  
公益財団法人 東京都福祉保健財団 事業者支援部 事業者指定室  
TEL：03-3344-8517

【様式等】

東京都介護サービス情報 > 介護事業者の皆様へ（**通所リハビリテーション**） > 加算届  
[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/tuutitou/8\\_tuuraha.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/8_tuuraha.html)

東京都介護サービス情報 > 介護事業者の皆様へ（**訪問リハビリテーション（病院、診療所）**） > 加算届  
[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/tuutitou/15\\_houraha\\_minashi.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/15_houraha_minashi.html)

東京都介護サービス情報 > 介護事業者の皆様へ（**訪問リハビリテーション（老健）**） > 加算届  
[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/tuutitou/5\\_houraha.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/5_houraha.html)

◆介護予防通所リハビリテーション（介護老人保健施設みなし指定）  
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎26階  
東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設運営担当  
TEL：03-5320-4264

【様式等】 東京都福祉保健局 > 分野からのご案内（高齢者） > 介護老人保健施設 > 介護老人保健施設  
変更届出等様式

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/rouken/henkou.html>

## ○ 介護キャリア段位 評価者(アセッサー)講習 受講者募集中!

各介護事業所において、介護プロフェッショナルキャリア段位制度に取り組むためには、まず事業所内の介護職員を評価する「評価者(アセッサー)」候補者を選定し、その候補者がアセッサー講習を受講する必要があります。平成30年度評価者(アセッサー)講習は、**第2期講習会の申込期限を延長しました**。受講を希望される方はお早めにシルバーサービス振興会までお申し込みください。

なお、東京都介護職員キャリアパス導入促進事業 **(アセッサー講習受講支援事業費補助：アセッサー講習受講にかかる経費の補助)**についても、現在交付申請書の提出の受付をしています。(平成30年11月2日(金曜日)まで)

### 【申込受付期間】

○第2期 8月21日(火) ～ 10月下旬(予定)  
(第1期の受講者募集は終了しました。)

### 【受講期間】

○10月中旬～12月11日(集合講習は12月11日(火))

### 【受付方法】

介護プロフェッショナルキャリア段位制度専用ホームページよりお申込みください。  
(<https://careprofessional.org/careproweb/jsp/>)

### 【受講に係る費用】

22,810円(税込)

(内訳)

- ・受講料 19,980円(税込)
- ・講習指定テキスト代 2,700円(税込)
- ・払込取扱手数料 130円(税込)

### 【お問合せ】

一般社団法人シルバーサービス振興会 キャリア段位事業部  
電話 03-5402-4882

### 《介護キャリア段位制度とは?》

介護分野における実践的なキャリア・アップの仕組みとして、介護技術評価の全国共通のものさしにより、介護技術の「見える化」を促進し、現場で何ができるかの実践的スキルの証明になることで、職員のやりがい等を引き出し、職員の定着と新規参入を促すものです。

## ○ 平成30年度 介護職員スキルアップ研修【二次募集中】

## 1 研修の目的

高齢者介護の現場で働く職員が、高齢者の身体の特徴や、多い疾病の概要、健康状態の観察方法や医療介入の必要性などを学ぶことによって、日常の介護をより安全で質の高いものにするとともに、適切に医療職等と連携することができるようになることを目指します。

## 2 対象

都内に所在する介護保険事業所の介護職員として2年以上の勤務経験があり、研修受講後に事業所内での伝達研修を行える方。

※昨年度より、非常勤職員にも対象を拡大しました。

## 3 受講料 無料（資料代含む）

## 4 定員 各回で異なるため下記一覧表をご確認ください。

5 申込締切 各回によって異なります。詳細は東京都社会福祉協議会 研修受付システム「けんとかん」を確認ください。（<https://www.shakyo-sys.jp/kensyu/tokyo/>）ただし、定員になり次第締め切ります。6 申込方法 東京都社会福祉協議会 研修受付システム「けんとかん」からお申込みください。（<https://www.shakyo-sys.jp/kensyu/tokyo/>）

## 7 日程・会場・時間

下記一覧表のとおり

区分	コース (定員)	1日目	2日目	3日目
Ⅰ	第1回 (127名)	(第1回・第2回合同) 平成30年11月5日(月) 9:25~17:00 <会場> 東京都医師会館・講堂	(第1回・第2回合同) 平成30年11月6日(火) 9:30~17:00 <会場> 東京都医師会館・講堂	平成30年11月19日(月) 9:30~17:00 <会場>日本社会事業大学 文京キャンパス
	第2回 (128名)			平成30年11月30日(金) 9:30~17:00 <会場>日本社会事業大学 文京キャンパス
Ⅱ	第3回 *市部事業所優先 (90名)	平成30年11月28日(水) 9:25~17:00 <会場> 三鷹産業プラザ	平成30年12月4日(火) 9:30~17:00 <会場> 三鷹産業プラザ	平成30年12月20日(木) 9:30~17:00 <会場> 三鷹産業プラザ
Ⅲ	第4回 (127名)	(第4回・第5回合同) 平成31年1月21日(月) 9:25~17:00 <会場> 東京都社会福祉保健 医療研修センター・講堂	(第4回・第5回合同) 平 成31年1月22日(火) 9:30~17:00 <会場> 東京都社会福祉保健 医療研修センター・講堂	平成31年2月1日(金) 9:30~17:00 <会場>東京都社会福祉 保健医療研修センター
	第5回 (128名)			平成31年2月13日(水) 9:30~17:00 <会場>東京都社会福祉 保健医療研修センター

## 7 問合せ先 東京都福祉人材センター研修室 TEL: 03-5800-3335

お知らせ

## ○ キャリアパス導入促進事業費補助金(アセッサー講習受講支援事業費補助) 申請書類を募集中！！

東京都では、介護職員の育成・定着を図るため、東京都介護職員キャリアパス導入促進事業を実施し、職責に応じた処遇を実現するキャリアパスの導入に取り組む介護事業者を支援しています。

アセッサー講習受講に係る経費の支援（アセッサー講習受講支援事業費補助）の交付申請書について、各事業者の皆様には平成30年9月28日までに提出していただくよう依頼したところです。

本事業のさらなる推進を図るべく、下記のとおり追加募集を行っておりますので、交付申請書提出について再度御検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 【提出期限】

**平成30年11月2日（金曜日）【必着】**

### 【提出方法】

郵送にて、必要書類を提出してください。

### 【申請書類等】

公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページに掲載しています。

(<http://www.fukushizaidan.jp/110careerpath/index.html>)

### 【提出先・申請についてのお問合せ】

〒163-0719

東京都新宿区西新宿2-7-1 小田急第一生命ビル19階

公益財団法人東京都福祉保健財団

人材養成部福祉人材養成室 介護キャリアアップ担当

電話 03-3344-8532

【制度担当】 介護保険課 介護人材担当 電話 03-5320-4267

お知らせ

## ○ 平成30年度 訪問看護にかかる支援策について

東京都では、地域包括ケアの推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、平成30年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施します。

各事業の詳細や、募集等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

【編集兼発行】 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課

TEL 03-5320-4292、FAX 03-5388-1395

<H30年度東京都訪問看護推進総合事業>

事業名	申請期限等
(1) 認定看護師資格取得支援事業(※1) (対象分野:訪問看護、皮膚排泄ケア、認知症看護、緩和ケア)	原則、受験する対象分野にかかる教育課程 入学試験日の20日前の日まで
(2) 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業	締切：10月31日(水) ※上記期限によらず、雇用する前に申請が必要です。
(3)-ア 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等) 確保支援事業 <研修代替職員確保への支援>	締切：10月31日(水)
(3)-イ 訪問看護ステーション代替職員(研修及び産休等) 確保支援事業(※2) <産休・育休・介休取得時の代替職員確保への支援>	原則、代替職員を任用しようとする 20日前の日まで ※本補助金の活用を考えている場合は、必ず、事前に東京都担当までご連絡ください。

補助金事業

東京都訪問看護教育ステーション

**申込受付中!**  
各教育ステーションへ直接申込ください

「東京都訪問看護教育ステーション事業」

訪問看護ステーション看護職(管理者、指導者、新任訪問看護師)交流会の開催

このたび、東京都では、「東京都訪問看護教育ステーション事業」の一環として、訪問看護ステーションの看護職(管理者、指導者、新任訪問看護師)の方を対象とした交流会を開催しますので、是非ご参加ください。

【対象及び内容】

	対象	内容
ア	管理者 ※訪問看護ステーションでの管理者経験の浅いステーション管理者(管理者経験3年未満)	訪問看護ステーションの管理者経験が浅い管理者が日々抱える、ステーション管理・運営に関わる悩み(経営・人材育成等)等に対して、経験豊富な訪問看護ステーション管理者から助言等を行うことに加え、管理者同士の交流を行います。
イ	指導者 ※訪問看護ステーションで職員育成に関わる訪問看護師(管理者を除く)	指導者が日々直面している職員育成に当たっての悩み等に対して、指導経験豊富な訪問看護師からの助言等や指導者同士の交流を行います。
ウ	新任訪問看護師 ※訪問看護経験が0～3年程度の訪問看護師	新任訪問看護師が日々の業務で抱える悩み等に対して、経験豊富な訪問看護師からの助言等や新任訪問看護師同士の交流を行います。

その他の取組

【研修費】 無料

【お申込み方法】 「申込書」に必要事項をご記入の上、下記交流会実施教育ステーションへFAXで直接お申込みください。

その他詳細は、東京都ホームページをご覧ください。

【テーマ・開催日時等】

ア 対象：管理者（訪問看護ステーションでの管理者経験の浅いステーション管理者（管理者経験3年未満））

	交流会実施教育ステーション テーマ等	開催日時 会場	申込先
第 2 回	【ステーション名】 訪問看護ステーションけせら 【テーマ】 組織としての訪問看護ステーションと人材育成	【日時】 10月13日（土） 14：00～16：00 【会場】 文京シビックセンター 5階 会議室C （住所：文京区春日1-16-21） 【アクセス】 東京メトロ丸の内線「後樂園」より徒歩1分等	訪問看護ステーションけせら 【FAX】03-5840-6871 【締切】10月6日（土）
第 3 回	【ステーション名】 東久留米白十字訪問看護ステーション 【テーマ】 訪問看護事業所ならではの労務管理	【日時】 11月20日（火） 17：30～19：30 【会場】 東久留米白十字訪問看護ステーション （住所：東久留米市本町2-2-5 本町ビル1階A号） 【アクセス】 西武池袋線「東久留米」西口より徒歩5分	東久留米白十字訪問看護ステーション 【FAX】042-470-7478 【締切】11月15日（木）

イ 対象：指導者（訪問看護ステーションで職員育成に関わる訪問看護師（管理者を除く））

	交流会実施教育ステーション テーマ等	開催日時 会場	申込先
第 2 回	【ステーション名】 あすか山訪問看護ステーション 【テーマ】 訪問看護における個人情報の取り扱い	【日時】 10月19日（金） 18：30～20：00 【会場】 北とびあ 9階 第一和室せきれい （住所：北区王子1丁目11-1） 【アクセス】 JR京浜東北線「王子駅」北口から徒歩2分	あすか山訪問看護ステーション 【FAX】03-5959-3151 【締切】10月12日（金） ※締切延長しました。
第 3 回	【ステーション名】 訪問看護ステーションはーと 【テーマ】 指導者に必要なメンタルヘルスケア	【日時】 10月20日（土） 10：00～12：00 【会場】 訪問看護ステーションはーと 介護のみりり♡カフェ （住所：葛飾区東金町1-38-6 宇羽野ビル 3階） 【アクセス】 JR常磐線「金町駅」徒歩5分	訪問看護ステーションはーと 【FAX】03-5876-9602 【締切】10月12日（金）

【編集兼発行】 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課

TEL 03-5320-4292、FAX 03-5388-1395



ウ 対象：新任訪問看護師（訪問看護経験が0～3年程度の訪問看護師）

	交流会実施教育ステーション テーマ等	開催日時 会場	申込先
第 2 回	【ステーション名】 田園調布医師会立訪問看護 ステーション 【テーマ】 今だから聞きたい、医療ケア	【日時】 10月31日（水） 13：30～15：00 【会場】 田園調布医師会館2階 （住所：大田区石川町2-7-1） 【アクセス】 東急池上線「石川台」徒歩約5分	田園調布医師会立訪問看護ス テーション 【FAX】03-3728-6739 【締切】10月24日（水）
第 3 回	【ステーション名】 白十字訪問看護ステーション 【テーマ】 日々の訪問で気をつけたいスキ ンケア ～スキントラブルを予防するス キンケアのあり方～	【日時】 11月30日（金） 19：00～20：30 【会場】 白十字訪問看護ステーション （住所：新宿区市谷砂土原町2-7 ディアコート砂土原204） 【アクセス】 J R・都営新宿線「市ヶ谷」徒歩10分 有楽町線・南北線「市ヶ谷」5番出口より徒歩3 分	白十字訪問看護ステーション 【FAX】03-3268-1629 【締切】11月20日（火）

上記の他、H31年2月までに各対象ごと1回ずつ予定しています。  
詳細は、東京都ホームページ等でご案内します。

管理者指導者育成研修 ※（公財）東京都福祉保健財団に委託して実施しま す。	・基礎実務コース及び経営安定コース 11月～12月の間で各2日間実施 <b>申込受付中（締切10月17日）</b> ・看護小規模多機能型居宅介護実務研修【新規】 12月に1日実施×2回 <b>申込受付中（締切11月1日）</b> 詳細はホームページをご覧ください。
訪問看護フェスティバルの開催	H31年1月12日（土）都庁5階大会議場 <b>申込受付中（締切H30年12月14日）</b> 詳細はホームページをご覧ください。

（※1）認定看護師資格取得支援事業、及び（※2）訪問看護ステーション代替職員（研修及び産休等）確保  
支援事業＜産休・育休・介休取得時の代替職員確保への支援＞は、申請状況により期限を別に設定する場  
合があります。本事業の利用を検討する場合は、事前に東京都担当宛てにご相談ください。

【ホームページ】東京都福祉保健局＞高齢者＞介護保険＞訪問看護推進総合事業  
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>)

 東京都訪問看護推進総合事業

【お問合せ先】

介護保険課 訪問看護推進担当 TEL03-5320-4267 FAX03-5388-1395

お知らせ

## ○ 平成30年介護サービス施設・事業所調査にご協力を！（厚生労働省所管）

厚生労働省が全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とし、毎年10月1日を基準日として行っている調査です。

この調査は、国の委託を受けた「株式会社インテージリサーチ」が各介護サービス事業所に調査票を送付し回収いたします。ご協力をよろしくお願いいたします。

### 【お問合せ先】

「厚生労働省福祉・介護施設調査事務局」（株式会社インテージリサーチ）

（フリーダイヤル）0120-577-714

（フリーダイヤル）0120-999-881（オンライン調査専用番号）

※調査についてのお問い合わせは、直接こちらの事務局へお願いします。

※調査票は9月末から各事業所へ順次発送予定です。

平成30年調査から、調査方法が変更されたため、調査票が送付されない場合や、送付されても回答していただく必要がない場合があります。

お知らせ

## ○ 次世代介護機器体験展示コーナーを開設しました！

公益財団法人東京都福祉保健財団では、9月28日（金曜日）に財団にある福祉用具・次世代介護機器実習展示室内において次世代介護機器（介護ロボット）を実際に「見て、触って、体験できる」次世代介護機器体験展示コーナーを開設しました。

### 【次世代介護機器体験展示コーナーの特徴】

#### 総合型展示

○厚生労働省と経済産業省が定める重点分野の機器を網羅的に展示

#### 特化型展示

○重点分野の中から特定の分野の機器を複数展示

■展示機器は随時入れ替えていく予定です。

## 【展示機器】


企業名	機器	分野	機器画像
株式会社 イノフィス	マッスルスーツ	移乗介護 (装着型)	
株式会社 FUJI	移乗サポートロボット Hug T1	移乗介護 (非装着型)	
マッスル 株式会社	ROBOHELPER SASUKE	移乗介護 (非装着型)	
株式会社 アートプラン	自立支援型移乗介助ロボット 愛移乗くんⅡ	移乗介護 (非装着型)	
キョウワテクノス 株式会社	ヘルパー育	移乗介護 (非装着型)	
株式会社 アイザック	Keipu	移乗介護 (非装着型)	
R.T.ワークス 株式会社	ロボットアシストウォーカー R.T.2	移動支援	
トリプル・ダブリュー ・ジャパン株式会社	排泄予測デバイス 「DFree」	排泄支援	
キング通信工業 株式会社	シルエット見守りセンサ WOS-114N	見守り	

■現在、他の機器についても展示の準備を進めております。

本コーナーでは、見学・体験ができるほかに、専門アドバイザーによる次世代介護機器の導入・活用に関する相談窓口も設けております。

### 【運営体制】

見学・体験・専門相談に関する詳細については、公益財団法人東京都福祉保健財団のホームページをご覧ください。

<http://www.fukushizaidan.jp/205jisedaikiki/index.html>  クリックしてください!

### 【お問合せ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉情報室 次世代介護機器担当 TEL 03-3344-7275

お知らせ

○「もうだまされない！」今年度後半の研修にご活用ください！  
「高齢者見守り人材向け出前講座」お申込み 受付中！

無料

高齢者の消費者被害が一向に減りません。高齢者を狙う悪質商法の被害を早期に発見し、消費生活センター等へ連絡していただくため、**高齢者を見守る方々のご協力が必要です。**

そこで、都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパー、民生委員・児童委員、町会・自治会、老人クラブほか地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが、高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法、見守りのポイント、被害発見時の対応などについて、分かりやすくご説明します。



講義内容	<b>高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法、見守りのポイント、被害発見時の対応等</b> <b>★テキスト「高齢者見守りハンドブック」をご用意します。</b>
講師派遣期間	平成30年4月1日(日曜日)から平成31年3月31日(日曜日)まで (土日祝日も実施)
講義時間	原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度 (この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)
講師派遣場所	都内のご希望の場所
費用	<b>無料</b>
申込条件	<b>申込者</b> 都内の介護事業者、福祉団体、民生委員・児童委員、 医療機関、配送事業者、町会・自治会、老人クラブほか、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等 <b>受講者</b> 原則10人以上
申込受付期間	平成30年4月1日(日曜日)から平成31年3月11日(月曜日)まで <b>【先着300回】</b>
申込方法	都・区市町村の消費生活センター窓口または、ホームページ「東京くらしWEB」からダウンロードにより申し込み用紙を入手し、必要事項記入の上、3週間前までに下記へFAXしてください。

【東京都生活文化局ホームページ】⇒東京くらしWEB>学びたい>出前講座(講師派遣)  
>高齢者見守り人材向け出前講座

([http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de\\_koza/kourei.html](http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html))

【お申込み・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会事務局

FAX 03-5614-0743<FAXのみの受付>

TEL03-5614-0635(月～金曜日午前9時30分～午後5時<祝日・年末年始除く>)

## ○平成30年度 福祉サービス第三者評価連続受審事業所インタビュー 【定期巡回・随時対応型訪問介護看護篇】

東京都福祉サービス評価推進機構では、福祉サービス第三者評価を受審して、サービスの質の向上に積極的に取り組んでいる、意識の高い事業所を福ナビにてご紹介しております。

今回は、SOMPO ケア株式会社 SOMPO ケア徳丸様にインタビューをさせていただきましたのでご紹介いたします。

### 【受審するにあたって工夫されていることは何ですか？】

年末や年度末は避け、極力余裕が持てる時期に実施しています。おおよそ3か月ほど期間がかかることを見越した上で、忙しくなる年末までに終了できるよう、評価機関と日程調整を行うようにしています。今年度も既に評価を開始しており、11月中の終了を目途に進めています。

また、職員や利用者様・ご家族様には受審するにあたっての目的や意図が伝わらないと適正な評価がされないと思いますので、第三者評価に関するパンフレットを配布するなど、事前説明は丁寧に時間をかけて行っています。

### 【平成27年度に外部評価の義務付けが外れてからも連続して受審されていますがなぜですか？】

受審を続けることでサービスや社内教育に反映できる点や、区からの補助金が出る点などが理由です。

また、はじめて第三者評価を受審した平成25年度からずっと同じ評価機関に依頼をしていますが、前年度との変化をグラフ化してもらえるため、比較して見ることができます。毎年評価を依頼することで、良い点だけでなく率直な指摘もしていただけるのも同じ評価機関を選ぶ理由となっています。

### 【受審して、気付きを得たのはどのようなことでしたか？】

接遇の面で『できている』と思っていたことが、利用者調査の結果をうけてあまり利用者様の満足に繋がっていない部分があることに気づきました。このような事業所側の自己評価と利用者様側の他者評価の間で生じる認識の違いは、口で言われるよりデータで見せていただく方がわかりやすいです。結果として表れたこのような不一致はカンファレンスの場を通じて職員に説明するようにしています。

### 【受審結果を踏まえて、どのような改善に活かされていますか？】

情報共有の方法を改善しました。職員が『在宅チーム』と『サービス付き高齢者住宅チーム』の2つに分かれており、接点がなかなか生まれない状況だったため、情報共有の点について平成28年度の評価結果で指摘を受けました。これにより、平成29年度から月2回以上リーダー層が必ず出席する会議を設け、特変事項などといった、組織として挙げていくべきことを出し合うようにしました。会議で出された内容は、各チームの職員に周知することで情報共有の図式が出来上がり、現場の負担の軽減につながっています。

また、内部研修などといった職員教育にも活用しています。

過去のインタビュー記事につきましても、福ナビにて公表しております。受審時の参考にぜひご覧ください。



東京都福祉サービス  
第三者評価キャラクター  
『ひょうかめ』

1

**福ナビ** ○ 検索

ときょう福祉ナビゲーション

<http://www.fukunavi.or.jp>



2

福ナビ ときょう福祉ナビゲーション

第三者評価のトップ画面へ

3

福ナビ 東京都福祉サービス第三者評価

第三者評価の仕組み

「連続受審事業所の紹介」

4

福祉サービス第三者評価 連続受審事業所の紹介

福祉サービス第三者評価を受審して、サービスの質の向上に積極的に取り組んでいる、更なる高い事業所をご紹介します。

区市町村別連続受審事業所一覧とインタビュー記事を掲載しています。受審時の参考にぜひご覧ください。

平成30年度

- ・ 連続受審事業所インタビュー① 30140ケア株式会社(赤城区) ※評価結果はこちら

平成29年度

- ・ 区市町村別連続受審事業所一覧
- ・ 連続受審事業所インタビュー② 中央東野山サービスセンター(川崎市) ※評価結果はこちら
- ・ 連続受審事業所インタビュー③ 小規模多機能ホーム光の園あむら(鹿嶋市) ※評価結果はこちら

【お問合せ】

東京都福祉サービス評価推進機構  
 (公益財団法人 東京都福祉保健財団 福祉情報部 評価支援室)  
 TEL : 03-3344-8515 FAX : 03-3344-8595 e-mail : hyoka@fukushizaidan.jp